

複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領

(平成23年7月29日 水産第777号)

(改正 平成24年4月 2日 水産第193号)

(改正 平成26年4月 1日 水産第603号)

(改正 平成27年4月 1日 水産第17号)

(改正 平成31年4月 1日 水産第52号)

(改正 令和2年3月31日 水産第3585号)

(改正 令和3年4月30日 水産第281号)

(改正 令和5年5月15日 水産第634号)

(改正 令和7年3月17日 水産第4572号)

(改正 令和8年3月31日 水産第5095号)

第1 目的

複合経営や漁業のスマート化等の漁家経営改善への取組に意欲がある漁業者や漁業者グループに対して、養殖や加工技術、販売対策、ICT技術の活用等に対しての指導を行うとともに、養殖・加工・販売・スマート機器導入等に係る経費に対して支援を行うことにより、漁家経営改善のための複合経営等の新たな取組や、これまでの複合経営等の取組をさらにステップアップさせた地域の中核となる取組、スマート漁業によるコスト削減や操業効率の向上の取組を進め、漁家経営の安定を図る。

第2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

第3 事業の実施主体

佐賀県在住の漁業者又は漁業者グループとする。なお、漁業者グループとは、2名以上の漁業者で構成される自主的な取決めに基づくグループである。

第4 事業内容

事業実施主体に対して、養殖や加工技術、販売対策、ICT技術の活用等に関する指導を行うとともに、養殖、加工等の設備整備や水産物・加工品の販売対策、スマート機器導入等に係る経費に対して助成する。

第5 事業対象となる取組

漁業者または漁業者グループが実施する以下の取組等について支援する。

- ・現在営んでいる漁業種に加え、新たに他の漁業種や水産物の加工・販売等を行う取組
- ・漁業・養殖業の省力・省コスト化、漁具改良等による収益性改善の取組
- ・漁獲物等の流通・販売改善の取組
- ・高品質化・差別化・未利用資源活用等による漁獲物等の付加価値向上に係る取組
- ・スマート機器の導入によるコスト削減や操業効率向上に係る取組

第6 補助の範囲

- 1 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより助成するものとする。ただし、中古品は補助対象外とする。

- 2 助成の期間は、申請のあった年度末までとする。

第7 事業の応募

- 1 県は、毎年度一定期間を設けて当該事業の実施を希望する事業実施主体（以下、「応募者」という。）を募集するものとする。
- 2 応募者は、自己又はグループの構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の2号から7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこととする。なお、確認のため佐賀県警察本部に照会する場合がある。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、グループ若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 応募者は、応募用紙（別記様式1号）に事業実施計画書（別記様式1－1号）および漁業者グループにあってはグループ規約（参考例：別記様式1－2号）を添付し、応募者の所在する市町を経由して、知事に提出するものとする。

第8 事業実施主体の選定

- 1 応募のあった事業実施計画書については、別に定める審査基準により総合的に審査を行うものとする。
- 2 審査の実施に当たっては、審査委員会を設置し、書類審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を実施するものとする。
- 3 事業対象とする事業実施計画の選定に当たっては、審査委員会の審査結果を踏まえて知事が決定するものとする。
- 4 知事は、選定後、応募者あてに選定結果を通知（別記様式2号）するとともに、事業実施計画を承認するものとする。合わせて、市町長に事業実施計画書を添えて選定結果を通知するものとする。

第9 事業実施計画の変更

- 1 次に掲げる事業実施計画の変更を行う事業実施主体は、知事に事業実施計画の変更承認を申請（別記様式第3号）するものとする。
 - ア 事業実施主体の変更
 - イ 事業成果の発現に支障が生じる又は事業効果の低下をもたらす恐れのある事業実施計画の変更
- 2 知事は、申請された事業実施計画の変更内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。

第10 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体はその理由を市町長に届け出るものとし、市町長は、この届出があった場合は、別記様式4号により知事に届け出るものとする。

- 2 前項のただし書きにより補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の市町長からの文書による通知（事業実施計画の承認及び内示）を受けて、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自らで負担することを了知のうえで行うものとする。

第11 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業を実施した年度から3年間、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の6月末までに、市町長に提出するものとする。
- 2 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された事業実施状況報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を取りまとめの上、別記様式第5号により、7月末までに知事に報告するものとする。

第12 事業の推進体制等

事業実施主体は、事業の推進に当たって漁協等関係漁業団体、関係市町、県等との緊密な連携を図る。また、漁協等関係漁業団体、関係市町、県は、事業対象期間終了後も必要に応じ指導・助言を行うなど、複合経営の拡大と向上に向けた支援に努めるものとする。

第13 個人情報の取り扱い

この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取り扱いについては、佐賀県個人情報保護方針 (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) で定めるとおりとする。

第14 その他

その他本要領に定めのない事項については、県水産課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要領は令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年3月31日から施行する。

(別記様式 1 号)

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様
(〇〇市 (町) 経由)

組織名 (漁業者個人の場合は除く)

代表者名
(漁業者個人の場合はその氏名)

年度複合経営等漁家経営改善支援事業の応募について

複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領第 7 の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

1 代表者の住所等

現住所	(〒 -)
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

注：事業実施計画書（別記様式 1－1 号）を添付すること。漁業者グループにあっては、グループ規約（参考例：別記様式 1－2 号）を添付すること。

(別記様式 1－1 号)

複合経営等漁家経営改善支援事業実施計画書

1 取組課題名

--

2 取組の概要（特徴、セールスポイント等について記載）

--

3 現状の課題とその対応策

--

4 取組の新規性と他漁業者への波及効果

--

5 取組計画

（具体的な手順について、実施時期や実施手法との関連も含めて記載すること。）

--

6 経営改善の効果

--

7 構成員の漁業概要

年 月 日現在

氏名	年齢	住所	漁業種類	兼業の状況

8 収支見込

(単位：円)

	収入	支出	収益	備考
事業実施年度				
2年目				
3年目以降				

9 事業経費等

(1) 補助事業に要する経費

事業費 (※)	うち補助金	備考
円	円	自己資金等の調達方法を記入すること。

※ 消費税仕入控除税額を減額する場合は減額した金額を記載すること。

また、同税額がない場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

(2) 支出予算費目別内訳

費目 (※)	内容	数量	単価 (円)	合計 (円)	備考
総計					

※ 費目の欄は、複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の別表「補助対象経費」を参考に記載してください。

10 添付資料

・誓約書 (別紙1)

(別記様式 1 - 2 号)

〇〇グループ規約 (作成例)

(名称)

第 1 条 このグループは、〇〇グループ (以下「グループ」という。) と称する。

(目的)

第 2 条 このグループは、構成員が行っている従来の漁船漁業に加え、新たに、貝類養殖業に共同で取り組むことで漁業収入を安定化させるとともに、養殖生産物及びロットの揃わない漁獲物について、蓄養による販売ロットの確保、朝市・インターネット販売等による販路拡大に取り組む、漁業収入の増大による経営改善を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 このグループの構成員は、別表のとおりとする。

(代表及び主任)

第 4 条 このグループに代表 1 名、貝類養殖、魚類蓄養及び朝市・インターネット販売の事業ごとに主任数名及び監査役 1 名を置くこととし、代表、主任及び監査役はグループの構成員の互選により選任する。

2 代表は、このグループを代表し、グループの業務を統括する。

3 主任は、責任者として各事業の管理運営を行う。

4 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(会議)

第 5 条 グループの会議は、必要に応じ代表が招集する。

2 グループの会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の全会一致により決定するものとする。

4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第 6 条 グループの目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

① グループの組織運営に関すること。

② 機器等の設置並びに管理運営に関すること。

③ 事業経費の出資及び利益配分に関すること。

④ 貝類養殖事業の管理運営に関すること。

⑤ 魚類蓄養事業の管理運営に関すること。

⑥ 朝市・インターネット販売事業の管理運営に関すること。

⑦ その他グループの目標達成のために必要であること。

(雑則)

第 7 条 この規約で定めるものの他、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(別紙1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又はグループの構成員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、グループ若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与しているグループ又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

[グループにあつては代表者の住所]
住所

[グループにあつては代表者の氏名等]
(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(別記様式2号)

水産第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年度複合経営等漁家経営改善支援事業審査結果通知書

(選定された応募者の場合)

年 月 日付けで提出された平成 年度複合経営等漁家経営改善支援事業実施計画書について審査した結果、当該事業の補助対象として選定しましたので通知します。

なお、事業実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、審査委員からの意見を参考としてください。

記

- 1 補助金額については、事業実施計画書を精査のうえ決定します。
- 2 事業実施主体は、複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領、複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱及び佐賀県補助金等交付規則の定めに従わなければなりません。

【添付資料】

- ・複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領
- ・複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県補助金等交付規則

- 3 審査委員の主な意見

(選定されなかった応募者の場合)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

年 月 日付けで提出されました複合経営等漁家経営改善支援事業実施計画書について審査した結果、下記の理由により選に漏れましたので通知します。

なお、今後とも、貴殿の事業実施計画書について相談等がある場合は、県水産振興センター等に御連絡ください。

記

(※選定されなかった理由を記入)

(別記様式 3 号)

番 年 月 号
日

佐賀県知事 様

事業実施主体名（個人の場合は除く）

代表者名
（個人の場合はその氏名）

年度複合経営等漁家経営改善支援事業実施計画の変更承認申請について

複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領第 9 の規定に基づき、事業実施計画の変更について関係書類を添えて申請します。

注：変更の内容がわかるよう変更前を（ ）書きで上段に記載するなどした変更後の事業実施計画書を添付すること。

(別記様式4号)

番
年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市(町)長

年度複合経営等漁家経営改善支援事業の補助金交付決定前着工届について

年度複合経営等漁家経営改善支援事業実施計画に基づく事業について、下記条件を了知の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

以上

別添

事業実施主体名	事業内容	総事業費	着工予定 年 月 日	理由

(別記様式 5 号)

番 年 月 号
日

佐賀県知事 様

〇〇市（町）長 氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業実施状況報告書

複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領第 11 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

注) 事業実施状況報告書（別紙 2）を添付すること。

(別紙2)

複合経営等漁家経営改善支援事業 実施状況報告書
(〇〇年度実施分 報告年度〇〇年度)

1 取組概要等

取組課題名	
事業採択年度	
事業概要	

2 事業実施後の状況

事業実施年度 (年度)	
2年目 (年度)	
3年目 (年度)	

3 事業の効果及び改善方策

	事業の効果 (※)	事業実施後の課題	改善方策
事業実施年度 (年度)			
2年目 (年度)			
3年目 (年度)			

※ 事業の効果の欄には、具体的な数値等を記載すること。